

危険物判定資料（H 1 1 危 2 5）

危険物判定資料は、危険物の判定の参考となる資料として、危険物データベースに登録されているデータに基づきまとめたものであること。

なお、当該資料に用いられている用語の意味は、次のとおりである。

(1) 物品名

ア 物質の化学名、慣用名等で一般に使用されている名称が記されていること（染料、顔料についてはカラーインデックス一般名（Colour Index Generic Name）が記されている。）。

イ 物品名は五十音順に記されているが、第一文字がローマ字又は算用数字で始まるものにあつては、これらの文字又は数字を除き五十音順に記載されていること。

なお、ローマ字による一般名（例えば、メチルエチルケトンの「MEK」など）は、五十音の前に、アルファベット順で記されていること。

(2) 状態

液体と固体の別が記されていること。

(3) 類別、性質

ア 危険物はその類別を数字で記されていること。「－」でつながれた後ろの文字、数字は性質を表すこと。例えば、「4－非」は第4類非水溶性液体を、「5－2」は第5類第2種自主反応性物質を表す。

イ 指定可燃物は「指定可燃物」と記されていること。

ウ 非危険物は「非危険物」と記されていること。

(4) 品名

品名が記されていること。

(5) 引火点

引火点が記されていること。

(6) 備考

ア 「→」の後は、別名が記されていること。別名が記されているものは、その別名が「物品名」である項に、その「状態」、「類別、性質」等が記されていること。

イ その他判定の参考となるデータ等について記されていること。